

## JASDAQ 編

ページ	新（2019 年版）	旧（2018 年版）
目次 (8)	<u>(10) 不祥事対応のプリンシプル</u> <u>(11) 不祥事予防のプリンシプル</u>	<u>(新設)</u>
7	【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】 <前半> <u>図表を変更</u>	【上場申請のエントリーから上場承認までのモデルスケジュール】 <前半> (図)
8	<後半> <u>図表を変更</u>	<後半> (図)
8	<u>削除</u>  (注) (主幹事証券会社が作成する) 推薦書については、上場承認日の3営業日前までにご提出ください。	<u>(注1) 公認会計士ヒアリングは申請会社の業種・業態に応じて、審査の初期段階で行うこともあります。</u> <u>(注2)</u> (主幹事証券会社が作成する) 推薦書については、上場承認日の3営業日前までにご提出ください。
13	c. e ラーニングの受講 上場会社の役員には企業経営に関する幅広い事項についての知見が求められます。その中でも、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしい <u>コーポレート・ガバナンス並びに</u> 経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的とした e ラーニングを、申請会社の役員の方等に上場審査期間中に受講していただきます。	c. e ラーニングの受講 上場会社の役員には企業経営に関する幅広い事項についての知見が求められます。その中でも、上場に伴う責務や心構え、上場会社にふさわしい経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、内部者取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的とした e ラーニングを、申請会社の役員の方等に上場審査期間中に受講していただきます。

ページ	新（2019年版）	旧（2018年版）
13	<p>d. 公認会計士ヒアリング （中略） <u>ヒアリングは公認会計士と二者間で行い、実施時期については申請会社及び主幹事証券会社に対してお伝えしていません。</u></p>	<p>d. 公認会計士ヒアリング （中略） <u>通常、審査の終盤に行いますが、申請会社の業種・業態や個別の事情等に応じて審査の初期段階で行うこともあります。</u></p>
14	<p>e. 社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等 （中略） この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、<u>申請会社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに対する方針・現状の体制及び運用状況</u>、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。 （中略） さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、<u>経営者のコンプライアンスに対する意識</u>、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。</p>	<p>e. 社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等 （中略） この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、業績開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。  （中略） さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います。</p>

ページ	新（2019年版）	旧（2018年版）
26	<p>○算定に用いる株価  流通株式時価総額算定の際の株価には「<u>公募又は売出しの見込み価格</u>」を用います。  「<u>公募又は売出しの見込み価格</u>」とは、<u>有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額（見込額）の算定のもととなった価格（いわゆる想定発行価格、想定売出価格）をいいます。</u></p>	<p>○算定に用いる株価  流通株式時価総額算定の際の株価には<u>次の価格を用います。</u></p> <p><u>＜申請会社が未上場会社の場合＞</u>  上場申請に係る公募又は売出しを行う場合には、その見込み価格を用います。  「<u>公募又は売出しの見込み価格</u>」とは、<u>有価証券届出書に記載される株券の発行価額の総額又は売出価額の総額（見込額）の算定のもととなった価格（いわゆる想定発行価格、想定売出価格）をいいます。</u></p> <p><u>＜申請会社が上場会社の場合＞</u>  上場申請に係る公募又は売出しを行う場合には、「<u>公募又は売出しの見込み価格</u>」と「<u>上場を承認する日の前々日以前1か月間（注1）における株式の最低価格（注2）</u>」のいずれか低い価格を用います。また、上場申請に係る公募又は売出しを行わない場合には、<u>上場を承認する日の前々日以前1か月間における株式の最低価格を用います。</u></p> <p><u>（注1）上場を承認する日の前々日は、カレンダーベースでカウントします。例えば、上場を承認する日が11月2日の場合は、曜日に関係なく、10月1日から10月31日までが対象の期間となります。</u></p> <p><u>（注2）最低価格とは、その株式が上場されている国内の金融商品取引所の売買立会における、対象期間各日の最終価格（終値）のうち最低の価格をいいます。したがって、気配値段や立会時間外、市場外での取引価格、取引時間中の最低価格（安値）は含みません。</u></p>

ページ	新（2019年版）	旧（2018年版）
60	<p>2 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立及び成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立 基準の内容・審査のポイント (中略) また、監査役会（又は監査委員会、監査等委員会）<u>及び独立役員</u>については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性に鑑み、常勤監査役<u>等及び独立役員</u>に対する面談などを通じて、<u>その</u>業務の内容とその取組状況を確認します。</p>	<p>2 健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立及び成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立 基準の内容・審査のポイント (中略) また、監査役会（又は監査委員会、監査等委員会）については、そのコーポレート・ガバナンスにおける重要性に鑑み、常勤監査役に対する面談などを通じて、<u>日常の監査</u>業務の内容とその取組状況を確認します。</p>
66	<p>基準の内容・審査のポイント この基準に基づく審査では、申請会社の経営組織の維持・管理に必要な人員を確保できる状況にあるか等の観点から、申請会社の体制の有効性を確認します。</p>	<p>基準の内容・審査のポイント この基準に基づく審査では、申請会社の経営組織の維持・管理に必要な人員を確保できる状況にあるか等の観点から、申請会社の<u>コーポレート・ガバナンス</u>体制の有効性を確認します。</p>

ページ	新（2019年版）	旧（2018年版）
84-85	<p>基準の内容・審査のポイント</p> <p>申請会社の企業グループにおいて、重大な法令違反又は公益に反する行為を行っていないことが求められます。最近において法令違反を犯した場合や、法令違反の恐れがある行為を行っているような場合には、<u>その重大性に応じて</u>、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況及び再発防止体制の整備状況について、慎重に確認を行うこととなります <u>(注)</u>。</p> <p><u>(注) 日本取引所自主規制法人は、上場会社における不祥事発生前の事前対応に重点を置いた指針として「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を、不祥事発生後の事後対応に重点を置いた指針として「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」を、それぞれ策定しています。これらのプリンシプルに定められている各原則は、上場会社が不祥事の発生前及び発生後の対応に際して個別の判断の拠り所とできるよう、その根底にあるべき共通の行動原則を示したものです。このプリンシプルは上場審査基準を構成するものではありませんが、新規上場の申請会社においてもこれらのプリンシプルを参照することが有益な場面もありうると考えています。参考資料として本ガイドブックにも掲載しておりますのでご参照下さい。</u></p>	<p>基準の内容・審査のポイント</p> <p>申請会社の企業グループにおいて、重大な法令違反又は公益に反する行為を行っていないことが求められます。最近において法令違反を犯した場合や、法令違反の恐れがある行為を行っているような場合には、当該違反に伴う法的瑕疵の治癒状況及び再発防止体制の整備状況について、慎重に確認を行うこととなります。</p>

ページ	新（2019年版）	旧（2018年版）
211	<p>新規上場申請に係る提出書類一覧（内国株券） （留意点）</p> <p>（1）申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、<u>電子データ</u>によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。</p> <p>（2）Iの部、四半期報告書等を<u>電子データ</u>によりご提出いただく場合は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でもご提出ください（継続開示会社である場合を除きます。）。</p> <p>（3）後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。<u>電子データ</u>でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、<u>1ファイル</u>のご提出でかまいません。<u>なお、Iの部、四半期報告書等を電子データでご提出いただく際に書面でご提出いただく監査報告書、四半期レビュー報告書等は、1部のご提出で構いません。</u></p>	<p>1 新規上場申請に係る提出書類一覧（内国株券） （留意点）</p> <p>（1）申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、<u>電磁的記録</u>によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。</p> <p>（2）Iの部、四半期報告書等を<u>電磁的記録</u>によりご提出いただく場合は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データをご提出ください。その場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面でもご提出ください（継続開示会社である場合を除きます。）。</p> <p>（3）後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。<u>電磁的記録</u>でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、<u>電子データ1ファイル</u>のご提出でかまいません。</p>

以 上